

ID: 206

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市営住宅条例 第55条		
例 規 番 号	平成13年条例第132号		
【根拠条文】 (過料) 第55条 市長は、市営住宅の使用者が詐欺その他の不正行為により使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた使用料の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日